

岩見沢市立清園中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年3月改定
令和2年3月文言修正
令和4年3月改定
令和6年3月改定

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめが原因で生徒が自ら命を絶つという事件を起こさないため、学校はいじめ問題の重要性を認識し、全ての教師が「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」との認識をもって、問題に対し組織で対応する。
- ② けんかやふざけ合いなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、多様性を認め合い、人間関係を修復していく力を身に付け、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育成する。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（北海道いじめの防止等に関する条例第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの認知

いじめの定義に加え、けんかやふざけ合いなど交友関係から生じたトラブルも背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

また、次の点に留意する。

- ① 誰もがいじめの被害者や加害者になり得ること、被害、加害の関係が短期間で入れ替わることを踏まえ対応する。
- ② 「けんか」や「ふざけ合い」もいじめに該当するが、事案によっては「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。
- ③ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ生徒」等、特に配慮が必要な生徒については当該生徒の特性を踏まえて適切に対応する。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件を満たしている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者の外、本校生徒指導委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等を含めた組織で判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対し、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

苦痛を感じているか否かの確認は、被害生徒本人及びその保護者との面談による。また、被害生

徒を徹底的に守り、その安全・安心を確保するまで支援を継続する。

3 学校と家庭(保護者)の責務及び地域の役割

(1) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- ① 校長のリーダーシップの下、教職員と心理や福祉等の専門機関との連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② いじめの問題への対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）に相談・通報を行い適切な援助を求めるとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築する。

(2) 学校及び教職員の責務

- ① 学校は、いじめ問題の根本的な克服のため、寄り添う指導を徹底するとともに、支持的風土の学級集団づくり、道徳教育の推進等を通して、いじめを生まない環境を醸成する。
- ② 学校は、生徒の些細な変化や兆候があった場合、いじめとの関連を常に考慮し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- ③ 教職員がいじめを発見した場合は速やかに生徒指導委員会に報告し、組織的な対応を図り、被害生徒を徹底して守り通す。
- ④ 教職員は、自らの不適切な言動等により、いじめを助長することがないように十分留意する。

(3) 家庭（保護者）の責務

- ① 家庭は、生徒にとって温かい愛情に包まれた心のよりどころであるとともに、生徒の教育に関して第一義的な責任を有している。
- ② 保護者は、生徒がいじめを受けている場合には「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情を十分に理解し、対応するよう努めることが望まれる。
- ③ 保護者は、生徒がいじめを行った場合には自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返さないよう見守り支えることが望まれる。

(4) 地域の役割

- ① 地域は、生徒にとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組む場として、健やかな成長や発達に欠かせない役割を有している。
- ② 地域は、生徒がいじめを受けている又はいじめを行っていると感じた場合は学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡するなどして生徒の抱える問題の解決に努めることが望まれる。

4 いじめ防止等の対策

(1) 学校は、いじめの未然防止に向けて、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つ。また、いじめが生まれにくい環境をつくるため、人権が尊重され安心して過ごせるとともに、全ての生徒が、自分が必要とされている存在であると感じ、多様性を認め合い互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進するために、全ての生徒を対象に学校全体で次の内容に取り組むこととする。

① 寄り添う指導の徹底

生徒の状況をきめ細かく把握するため、管理型ではない生徒に寄り添う指導の体制を整える。生徒の小さな兆し（サイン）を見逃さない敏感な感覚をもって臨み、必要があれば相談活動を行い、

情報は全教職員で共有する。

② 支持的風土の学級集団づくり

いじめを生まない集団づくりのため、ピアサポートプログラムを実施する。その成果を生かした授業改善を図り、支持的風土の醸成やコミュニケーション能力の育成を図る。

③ 道徳教育の推進

道徳科の授業はもとより、学級・学年・全校での掲示、広報活動による道徳教育を推進し、豊かな心を育成する。

④ 生徒会活動の充実

生徒会書記局主催の交流会や自主的な活動を実施し、生徒の主体的な取組を推進する。

⑤ 学校行事での工夫

生徒会主催による異学年交流がある行事を通して、全校的な絆づくりを推進する。

⑥ いじめ防止プログラム

- 1) 情報モラル教室の実施…外部講師を招いた専門的なネットトラブル防止の講話・指導
- 2) 全校一斉形式の指導…年度初めに「生徒指導だより」を使った指導
- 3) 学校生活アンケートの実施…情報モラルに係る事項を含める
- 4) 教育相談の実施…全学年の教育相談を年2回実施
- 5) 年2回行う「ハイパーQ-U検査」の実施と分析…侵害認知群、不満足群へのアセスメントの実施
- 6) 各教科における人権意識を高める授業づくり…人権週間の活用など
- 7) 生徒の社会性の育成…職業体験学習や奉仕活動における実社会とのつながりを深めた取組
- 8) 自己有用感を高める学級活動…当番活動や係活動を通じた所属感を高める取組
- 9) 市仲間づくり子ども会議への生徒の参加と学校での還元

5 いじめの早期発見・早期対応のための取組

(1) 早期発見

① 寄り添う指導の徹底

- 1) 教職員と生徒及び保護者が触れ合う機会・時間を確保し、信頼関係の構築を図る。
- 2) 寄り添う指導で日常の観察を行い、生徒のサインを見逃さない。必要に応じ、個人面談を行い、情報収集にあたる。

② アンケート調査の実施

- 1) 年2回（5月、11月）「学校生活アンケート」を実施する。
- 2) アンケートに情報モラルに関わる項目を入れ、ネットいじめの早期発見に生かす。
- 3) アンケートは記名・無記名の選択制とする。
- 4) 学年ごとにいじめの結果をまとめ、生徒指導委員会に報告する。
- 5) 生徒指導委員会で情報共有し、いじめの有無を確認する。結果を受けて迅速に対応する。
- 6) アンケートは原版を5年間保存（まとめた結果も保管）し、説明責任がとれる体制を整える。
- 7) 保護者へのアンケート調査は11月に学校評価アンケートの1項目や自由記述で行う。
- 8) インターネット掲示板での誹謗中傷の検索を定期的に行う。

③ 教育相談の実施

- 1) 年2回行う「ハイパーQ-U検査」を分析し、要支援群、侵害認知群の生徒への適切な支援を行う。
- 2) 定期相談として、教育相談、三者面談を実施する。
 - 1・2年生…6月・11月教育相談、2月三者面談
 - 3年生…6月・11月教育相談、12月三者面談

3) 学級担任の要請に応じた教科担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど関係者との連携を密にした教育相談を適宜実施する。

④ 迅速な対応

- 1) 年度当初と後期初めの生徒指導研修で迅速な行動連携を図るための研修を行う。その際、報告・連絡・相談・確認の徹底や、いじめ対応の共通理解、日ごろからの関係機関との連携等に留意する。
- 2) 生徒からの訴えに軽重をつけず迅速に対応し、いじめ問題への組織的な対応を充実させる。

(2) 早期対応

① 事案に軽重をつけることなく迅速に会議を開催する…いじめが解消するまでの被害生徒の支援計画の検討

- 1) アンケート調査や個人面談で把握した生徒の訴えや相談に対して、生徒指導委員会を速やかに開催し、方針を決定する。その際、被害生徒を徹底的に守るという共通認識をもつ。
- 2) 関係生徒へのアンケート調査と聞き取り調査を実施し、事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を生徒指導委員会で行う。
- 3) 事実関係の把握後、職員全体で情報を共有し、教職員の役割分担を検討する。
- 4) 被害生徒への支援内容や情報共有の方法、教職員の役割分担を決定する。
- 5) スクールカウンセラー等の意見も聞きながら、被害生徒の心の居場所づくりを行う。
- 6) いじめ防止や再発防止の指導体制の検討を行い、方針を決定する。

② 情報収集や情報共有とその方法等

- 1) 関係生徒へのアンケート調査と聞き取り調査を実施し、事実関係を把握する。
- 2) 事実関係の把握後、いじめであるか否かの判断を生徒指導委員会で行う。
- 3) いじめであると判断された後、被害生徒と加害生徒に分けた教職員の役割分担を行い、家庭訪問を行い、各保護者への事実の報告と今後の指導方針を伝え、理解を得る。
- 4) 情報共有は、生徒指導委員会での決定事項を生徒指導主事が緊急の職員会議等で全体に行う。
- 5) 日常の情報収集と共有は、週1回の定例生徒指導委員会で行い、各学年生徒指導担当が学年内に周知する。緊急性があると判断された場合は、迅速な対応を行う。
- 6) いじめの事実を把握した場合は、教育委員会へ迅速な報告を行い、情報共有を図るとともに、重大事態に相当するかどうか指導を受ける。

③ 教育委員会等と連携した対応

- 1) 教育委員会指導室等への報告・連絡・相談を徹底し、指導を受けながら対応に当たるとともに、関係機関と連携し、指導方針等について家庭との合意形成を図る。
- 2) 岩見沢市生徒指導研究委員会で情報交流することにより、教育委員会指導室や青少年センターと各学校間のいじめ情報の共有化を図る。必要に応じて、連携した解決策を検討する。
- 3) 必要に応じて、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携して解決策を検討する。

④ いじめの予防や再発防止に向けた指導体制の構築

- 1) 学級指導、学年集会、全校集会等を開催し、「いじめは絶対許されない」ことを指導し、再発防止を図る。
- 2) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、傍観者になることなく誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- 3) 生徒会活動を中心に、いじめを正当化させないための学校全体での取組を構築する。
- 4) 集団のルールを守る意識の定着を図る取組を実施し、規範意識を高める。

- 5) 緊急保護者会を開催し、保護者が参画した「いじめを許さない学校づくり」を推進する。
 - 6) 被害者・加害者の双方の保護者も巻き込んだ家庭と連携した指導・支援の在り方を検討する。
- ⑤ 加害生徒が抱える問題を解決するための対応方針
- 1) 生徒指導委員会の方針に基づき、職員会議で決定した役割分担で加害生徒への支援を行う。
 - 2) 出席停止を講じたり、個別指導プログラムによる支援を行ったりして、立ち直りを図る。

6 学校いじめ対策組織

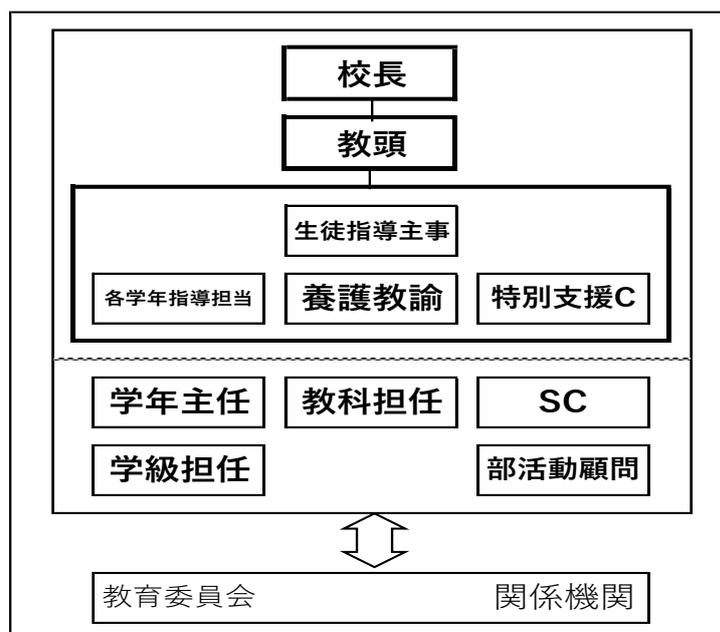
(1) 校内組織

① 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校が組織として対応し、複数の目で状況を見立てることが重要である。そのため、本校生徒指導委員会を「いじめ対策組織」と位置付ける。また、必要に応じて専門家であるスクールカウンセラー等の関係者が加わるものとする。

② 構成

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援C
 (必要に応じ、学年主任、学級担任、教科担任、部活動顧問、スクールカウンセラーを加える)

③組織図



④ 役割

- 1) 情報の迅速な共有
- 2) アンケート調査、聞き取り調査による事実関係の把握
- 3) いじめであるか否かの判断
- 4) 被害生徒の支援内容、支援の役割分担を含む対処プランの作成
- 5) いじめ防止プログラムの作成・実行・検証・修正
- 6) 本いじめ防止基本方針の見直し
- 7) いじめを解決する相談・通報の窓口として認識されるための啓発

⑤ 機動的に運用できる体制の確立

構成員全体の会議と日常的な関係者による会議とに役割分担する。

7 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条の規定に基づく）

- ① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態発生後の対応

- ① 北海道いじめ防止基本方針及び国のガイドライン、岩見沢市いじめ防止基本方針に沿って、速やかに対応する。
- ② 重大事態が発生した旨を、直ちに教育委員会に報告する。
- ③ 岩見沢市いじめ問題専門委員会による事実関係を明確にするための調査を受ける。
- ④ 被害生徒・保護者の意向を把握しながら事実関係を明確にする調査に協力する。
- ⑤ 被害生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報提供を行う。

別表 いじめ対策年間指導計画

月	指導等の内容		
	教職員の活動	生徒の活動	保護者への働きかけ
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の周知・確認 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○連絡相談窓口等の周知 ○生徒指導委員会 ○校外生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き ○学級ルールづくり ○入学式・対面式 (ピアサポート) ○生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 (PTA総会・学級懇談) (保護者面談)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケートの実施と分析 ○生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行(3年) ○札幌研修(2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ○PTA役員との意見交換
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○Hyper-QU検査の実施 ○教育相談の実施 ○生徒指導委員会 ○学級経営・特別支援実態交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭 ○絆を深める活動 (生徒会活動、ピアサポート) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての啓発 (学校便り)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○Hyper-QU検査の分析 アセスメント後の個人面談 ○インターネット状況調査 ○校外生活指導 ○生徒指導委員会 ○学級経営実態交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ○絆を深める活動 (生徒会活動) ○情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開週間 ・保護者との情報交換
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校祭準備 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校祭 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA役員との意見交換 ○学校運営協議会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケートの実施 ○生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内自主研修(1年) ○職業体験(2年) (ピアサポート) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケートの結果分析 ○Hyper-QU検査の実施 ○教育相談の実施 ○学級経営・特別支援実態交流会 ○生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○絆を深める活動 (生徒会活動) ○仲間づくり子ども会議への参加・還元された取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート ○PTA役員との意見交換
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○Hyper-QU検査の分析 ○三者面談の実施(3年) ○校外生活指導 ○生徒指導委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開週間 (保護者との情報交換)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○PTA役員との意見交換
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談の実施(1・2年) ○学校評価に係る結果公表 ○生徒指導委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ○PTA役員との意見交換
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○3年生を送る会 ○卒業証書授与式・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 (保護者との情報交換)

